



2023年5月22日

各 位

会社名	東テク株式会社
代表者名	代表取締役社長 長尾 克己 (コード番号：9960)
問合せ先	人事総務本部総務部長 堀之内 智明 (TEL：03-6632-7000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第68回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 2023年3月17日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第68回定時株主総会での承認を前提として、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第40条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (4) その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりでございます。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条</u> (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第6条</u> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録) 第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第20条 (条文省略)</p>	<p>(議事録) 第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第16条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第17条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて<u>取締役相談役及び取締役会長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて<u>役付取締役を若干名</u>選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により</u>、取締役会の決議によって重要</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第29条 当会社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p><u>な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2. <u>第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第29条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(員 数)</u> 第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u> 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 33 条 監査役会は、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 30 条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第40条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第41条 (条文省略)</p> <p>(任 期) 第42条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 44 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当) 第 45 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。 (新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u> 第 46 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第 47 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(報酬等) 第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 39 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 期末配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。 2. 中間配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 1 条 当社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に</p>

現行定款	変更案
	<p><u>よって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第 68 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023 年 6 月 28 日（予定）
定款変更の効力発生日	2023 年 6 月 28 日（予定）

なお、本日付の「第 68 回定時株主総会の「継続会」の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり、第 68 回定時株主総会については、別途継続会を開催し、第 68 期決算報告等を行わせていただく予定です。ただし、本定款変更については、承認された場合、本総会休会の時（2023 年 6 月 28 日の審議終了時）をもって効力が発生するものとする予定です。

以 上